

広島県公営企業管理規程第七号

土地造成事業に係る土地等の資産を有効に活用する事業を定める規程を廃止する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県公営企業管理者 實 来 伸 夫

土地造成事業に係る土地等の資産を有効に活用する事業を定める規程を廃止する規程

土地造成事業に係る土地等の資産を有効に活用する事業を定める規程（平成四年広島県公営企業管理規程第一号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。